



基本理念2

“暮らしを守る” 葉山

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

施策分野④ 保健

※関連する個別計画は、159 ページ

〔将来像〕 だれもがいつまでも心身ともに健やかで、元気に暮らしている

基本施策 16 健康づくりの支援・推進

基本施策がめざす姿

- 町民一人ひとりが自らの健康づくりに高い関心を持ち、楽しみながら健康づくり活動に取り組んでいます。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
「1回30分以上の運動を週2回以上1年以上継続している人」(国保特定健診*問診項目)の割合	40.8%	42%	国保データベースシステム
特定健診を受ける人(国保)の割合	28.0% (平成30年度)	31%	法定報告
「20歳時の体重から10kg以上増加した人」(国保特定健康診査問診項目)の割合	30.4%	29%	国保データベースシステム
歯周病健診の受診率	8.4%	10%	実績報告

現状と課題

- 自発的な健康づくりを促すため、「第2期葉山町健康増進計画・食育推進計画」に基づき、葉山体操の普及やウォーキングマップの作成などの運動習慣強化のための動機づけ支援を行いました。
- 生活習慣病の早期発見や重症化予防のために重要な各種検診や健康診査を実施し、併せて専門職による保健指導や健康相談を行い町民が検診(健診)の重要性を認識し、健康の自己管理ができるよう受診勧奨に努める必要があります。
- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の新しい感染症や災害時の保健活動などに係る健康危機管理体制について、各医療救護所に医療資機材等を配備し可動性の充実を図るなど、今後も継続的な体制強化が必要です。
- 食育については、地域団体の食生活改善推進団体や学校との連携を強化し、情報発信などの各種取り組みを強化しました。

基本方針

- 町民自らが健康づくりを実践・継続できるよう、動機付けに重点を置きながら支援していきます。
- 新型インフルエンザ等感染症や災害発生時の健康危機管理体制の充実を図ります。

具体的な取り組み

単位施策	16 - 01	自発的な健康づくりの支援
------	---------	--------------

各種健康増進教室の実施や、町内6字分（木古庭・上山口・下山口・一色・堀内・長柄）のウォーキングマップの作成・配布及びマップを活用してのウォーキング教室の実施、健康増進施設利用補助事業による運動習慣の動機付け、保健師や管理栄養士による各種保健指導や地域活動等との連携等を通して「自分の健康は自分で守る」という意識の普及・啓発を図り、町民自身での健康づくりを推進します。

単位施策	16 - 02	保健・予防対策の推進
------	---------	------------

特定健診等の結果から町民の健康動向を把握し、重症化予防事業など効果的な保健事業の展開を図ります。また、自身の身体の変化や状態を把握し予防行動が取れるよう、各種健康診査やがん検診の受診勧奨と、その後の保健指導の充実に努めます。

感染症や災害時の健康危機管理については、平時から神奈川県鎌倉保健福祉事務所や、「逗葉医師会」、「逗葉歯科医師会」、「逗葉薬剤師会」など関係機関との連携に努め、体制整備を図ります。

単位施策	16 - 03	保健センターの役割と取り組み
------	---------	----------------

保健センターを保健活動の中心的な役割を担う施設として位置づけ、災害発生時等には救護所の拠点施設として機能を発揮するため、医療資機材の整備・充実に努めます。

単位施策	16 - 04	食育事業の推進
------	---------	---------

町民が健全な心身を保ち、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるよう、保健・教育・産業など各部門で連携し、楽しく美味しく健康的な「食」についての情報発信と食育推進に努めます。学齢期に関しては学校給食との連携をより一層深め、食育推進を図ります。

協働でできること

- 町は、食生活改善推進団体など、地域団体との協働による食育推進に努め、町民一人ひとりが健康づくりに関心を持てるよう支援します。

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

※関連する個別計画は、159 ページ

施策分野⑤ 医療

[将来像] だれもが安心できる医療体制が整っている

基本施策 17 地域医療体制の充実

基本施策がめざす姿

- 市民が身近な地域で、安心して適切かつ良質な医療を受けられる体制が整っています。
- 適正な医療受診を図れるよう、市民が健康の自己管理に努めています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
逗子・葉山地区の在宅療養支援診療所*の数	21	25	
国民健康保険特定健診*受診率	28.0% (平成30年度)	31%	特定健診受診者数/ 特定健診対象者数

現状と課題

- 市内の医療機関は令和元年度末現在で、病院が1か所、一般診療所が17か所、歯科診療所が16か所あり、初期医療は概ね充足しています。また、平日夜間と休日昼間の一次救急医療は、「逗葉医師会」、「逗葉歯科医師会」及び「逗葉地域医療センター」の協力により対応しています。二次救急は、「逗葉医師会」、「横須賀市医師会」、「三浦市医師会」の協力により広域対応しており、今後も同様の体制が基本となります。
- 高齢化が進む中、在宅医療のニーズが高まっており、「逗子葉山地区医療保健福祉対策協議会」を通じて、医療・福祉・介護の連携強化のため、「逗子葉山地区在宅医療介護連携相談室」を立ち上げました。今後は「逗葉地区在宅医療介護連携相談室」による在宅医療介護体制の強化を図っていくことが求められています。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営に向け、資格や給付の適正化や、特定健康診査、特定保健指導による疾病予防・重症化防止を推進していくことが重要です。

基本方針

- 疾病の状況に応じて適切な治療が受けられるよう、地域にある保健・医療・福祉資源を有効活用するとともに、病院や診療所等の医療機関相互関連と機能分担の促進、救急医療体制の充実に努めます。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営に努めます。

具体的な取り組み

単位施策	17 - 01	かかりつけ医の普及・促進
------	---------	--------------

町民が自ら健康管理の一環としてかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ち、適切な医療サービスを選択できるよう、地域医療に関する情報提供を充実していきます。

「逗葉医師会」、「逗葉歯科医師会」、「逗葉薬剤師会」、「逗葉地域医療センター」、介護保険事業所等と連携し、安心して在宅での療養や看取りができる体制づくりを進めていきます。

単位施策	17 - 02	救急医療体制の強化
------	---------	-----------

町民が緊急時でも安心して適切かつ良質な医療を受けることができるよう、一次救急医療については、「逗葉医師会」、「逗葉歯科医師会」及び「逗葉地域医療センター」と、二次救急医療については、「逗葉医師会」、「横須賀市医師会」及び「三浦市医師会」と連携を図りながら、夜間休日の救急医療体制の充実に努めます。

町民に対しては、周知活動などにより救急医療に対する正しい理解を深め、必要な救急活動が適切・迅速に行われるよう協力を求めています。

単位施策	17 - 03	国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営
------	---------	---------------------------

特定健康診査・特定保健指導については、受診勧奨や、受診データの系統的な分析を行い、受診率向上と効果的な保健指導の実施を図ります。

医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知による啓発活動、資格や給付の適正化を行い、国民健康保険・後期高齢者医療保険事業費の低減を図ります。

協働でできること

- 町民は、自らの健康について、かかりつけ医など専門職に相談し、専門職からの助言・指導を守ります。町は、ジェネリック医薬品の選択や救急車の適正利用を促すなど、町民に対し地域医療の確保に向けた啓発を行います。

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

※関連する個別計画は、159 ページ

施策分野⑥ 福祉

[将来像] 支え合いによって、すべての人が安心して暮らしている

基本施策 18 地域福祉の充実

基本施策がめざす姿

- 子ども、高齢者、障害者など地域に暮らす誰もが、孤立することなく、日頃から、相互に支え合って暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
小地域福祉活動推進組織*数	5 団体	8 団体	
ふれあいいきいきサロン* 団体数	17 団体	19 団体	
社会福祉ボランティア団体数	48 団体	60 団体	

現状と課題

- 日々の生活で困りごとに直面した時、まずは個人や家庭で解決にあたる「自助」、それが難しい時は地域の身近な人たちで助け合っていく「共助」が生活の基本です。
- 子育てや介護のように以前は「自助」や「共助」で対応していたものであっても、少子高齢化や核家族化の進展や生活様式の変化等により、行政が「公助」として関与するようになったものもあります。
- 地域の生活課題を解決していくためには、地域で育まれてきた「自助・共助」による支え合い・助け合いの力を強化し、「公助」との両輪で支援が必要な人を支えていくことが、いつまでも住みよい町であり続けるためには欠かせません。

基本方針

- 町民一人ひとりと、町内（自治）会などの地域団体、ボランティア団体、社会福祉協議会など各種組織・団体、さらには行政機関が連携し、みんなで支え合う地域福祉を推進していきます。

具体的な取り組み

単位施策	18 - 01	身近な地域での支え合い活動の拡大
------	---------	------------------

東日本大震災等の災害により、地域で支え合うことの重要性が再認識される中、日頃からのあいさつ・声かけ、近所づきあい、地域での繋がりを深めるとともに、町内（自治）会など地域団体を主体とした「小地域福祉活動推進組織」を設置し、地域福祉を推進します。

単位施策	18 - 02	福祉意識の啓発とボランティアへの参加の拡大
------	---------	-----------------------

福祉意識の啓発を強化するとともに、ボランティアへの参加の拡大を働きかけます。

単位施策	18 - 03	地域福祉の推進体制の強化
------	---------	--------------

地域福祉の主要な推進主体である「社会福祉協議会」とともに、「葉山町地域福祉推進プラン」などをもとに、「民生委員児童委員協議会」、町内（自治）会、「ボランティア連絡協議会」、老人クラブなど地域の各種団体と連携し、地域福祉を推進する体制の強化を図ります。

また、地域福祉活動に参加する担い手の発掘と育成を行います。

協働でできること

- 町民や福祉団体・組織等は、自主的に地域福祉活動を推進し、町は、その活動が発展していくよう支援します。
- 町は、「社会福祉協議会」と協働で、引き続き民間の空き家等を活用した福祉活動の場の創設のため、空き家所有者に働きかけます。



地域で行われているサロン活動

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

※関連する個別計画は、159 ページ

施策分野⑥ 福祉

〔将来像〕 支え合いによって、すべての人が安心して暮らしている

基本施策 19 高齢者福祉の充実

基本施策がめざす姿

- 高齢者が介護予防や生きがいつくりにより積極的に取り組むとともに、要介護状態になっても安心して住み慣れた地域で暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
普段、自分が健康と思うと 考えている人の割合	83.3%	85%	
地域住民主体の通いの場による 「貯筋運動」参加延べ人数	13,008 人	14,000 人	

現状と課題

- 町の65歳以上高齢化率は31.7%（全国平均29.1%、神奈川県平均26.1%）と高い地域ではあるものの、要支援・要介護認定率は、17.0%（全国平均18.5%、神奈川県平均17.6%）と低く、比較的自立度の高い高齢者が多くなっており、これは町民アンケートの結果によるまちづくり指標にも表れています。
- 要支援・要介護認定率は近年上昇し続けていることから、介護予防のより一層の推進が必要となっています。
- 高齢者の健康寿命の延伸を図るとともに、介護が必要な状態になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを確保し、要支援・要介護状態になることの予防や進行を遅らせる取り組みを推進していくことが求められます。

基本方針

- 地域包括支援センター*と連携し、高齢者を地域で支える「地域包括ケア」を推進していきます。
- 介護予防・生きがいを推進し、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

具体的な取り組み

単位施策	19 - 01	地域包括ケアの推進
------	---------	-----------

地域包括支援センターと連携し、高齢者の状態に応じて適切な支援を行うとともに、見守りネットワークの維持・強化を図り、いつまでも地域で安心して暮らし続けられる町ならではの「地域包括ケア」を推進します。

単位施策	19 - 02	介護予防・生きがいの推進
------	---------	--------------

認知症予防教室、介護予防教室、認知症講演会など、介護予防事業の充実を図っていくとともに、老人クラブなど関係団体等と連携しながら、生きがいづくり事業を展開します。

単位施策	19 - 03	介護保険サービスの充実
------	---------	-------------

高齢化の進展に伴い介護保険サービスへの需要はますます高まっていくことから、在宅サービスを中心としてニーズに応じた介護サービスの充実を図ります。

協働でできること

- 町は、行政主体の公的なサービスだけでなく、地域住民主体の「共助」による助け合いを支援し、地域包括ケアシステム*の構築を目指します。



地域のサロンで行われる貯筋運動

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

※関連する個別計画は、159,160 ページ

施策分野⑥ 福祉

〔将来像〕 支え合いによって、すべての人が安心して暮らしている

基本施策 20 障害児者福祉の充実

基本施策がめざす姿

- 障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に安心して自分らしく暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
「葉山町自立支援協議会」が開催する地域生活を考える交流会の参加者延べ数	0人	250人	例年1回実施だが新型コロナウイルスの影響で令和元年度は未実施
手話奉仕員養成講座及び手話講習会への受講者延べ数	23人	183人	
障害者就労施設等からの物品等の調達実績	1,458,861円	2,350,000円	

現状と課題

- 平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の3障害共通のサービスの展開、就労支援の強化、長期の施設入所・入院から在宅生活への移行をめざした取り組みを推進してきました。
- 「障害者自立支援法」は平成25年に「障害者総合支援法」に移行し、相談支援の強化や障害児支援の強化が推進されています。今後も、同法に基づくサービスを充実していくことが求められます。
- 障害者は、一人ひとり、障害の状況や生活課題が異なります。きめ細かく支援ニーズに対応し、地域でいつまでも自立した生活が送れるまちづくりを進めていく必要があります。
- 家族の高齢化や親亡き後の将来に不安を抱える人も多くなっており、こうした不安を解消する取り組みが求められます。

基本方針

- 障害のある人もない人も、互いに個人の尊厳を重んじ、共に支え合い、共に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

具体的な取り組み

単位施策	20 - 01	相談支援の充実
------	---------	---------

必要な情報を必要な時に提供し、いつでも気軽に相談できる相談支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりに応じた適切なサービスやライフステージに応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、相談支援の質の向上を図ります。

単位施策	20 - 02	就労の促進
------	---------	-------

働く意欲のある人が可能な限り就労し、働き続けることができるよう、一般就労^{*}やそれに結びつけるための就労支援、さらには福祉的就労^{*}の場の充実を図ります。

単位施策	20 - 03	地域での自立生活支援の充実
------	---------	---------------

地域の中に居場所を見い出し、いつまでも自分らしく安心して暮らせるよう、日中活動の場を提供する福祉サービスやグループホームなどの住まいの充実を図るとともに、だれもが障害についての十分な理解を得られるよう、多様な媒体・機会を通じて啓発に努めます。

さらに、障害のある人もない人も、共に地域の中で学び育ち交流することで、ノーマライゼーション^{*}の理念を自然に身に付けていくことができるよう環境整備に努めます。

協働でできること

- 町は、地域での町民主体の障害者支援の取り組みをさらに支援していくとともに、地域生活支援拠点の一つである基幹相談支援センターと連携し「葉山町自立支援協議会」の運営を行っていきます。



葉山町地域活動支援センターポート

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、160ページ

施策分野⑦ 緑化推進

[将来像] 緑豊かな環境が保たれている

基本施策 21 緑の保全

基本施策がめざす姿

- 良好な緑が適切に保全され、健全な生態系が保たれています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
民有緑地の保全契約面積	4.27ha	現状維持	
アライグマ捕獲数	53頭	地域からの 排除	
タイワンリス捕獲数	543頭		
イノシシ捕獲数	37頭		

現状と課題

- 町では、平成7年度に「葉山町緑の基本計画」を、平成17・28年度に同改訂版を策定し、風致地区や近郊緑地保全区域等の指定、民有緑地の緑地保全契約の締結などの手法により、緑の保全に努めてきました。今後も、関係団体や町民と協力しながら多様な手法を活用し、貴重な緑や里山等の自然環境を保全していく必要があります。
- 生態系の保全に向けては、葉山町は、トウキョウサンショウウオやヤマアカガエルなどの希少生物がいることで知られていますが、一方で、アライグマやタイワンリスなどの外来生物やイノシシ等の有害鳥獣の繁殖が生態系に影響を与えています。また、こうした外来生物や有害鳥獣は農業被害や生活被害を引き起こし、人的被害も懸念されるため、その対策を推進していく必要があります。
- 地域の実情に応じた森林整備などの促進のため、令和6年度から国税として森林環境税が課税されることになり、令和元年度から都道府県・市区町村に森林環境譲与税の譲与が始まりました。

基本方針

- 優れた緑の保全を推進するとともに、有害鳥獣の防除と在来希少生物の保護を推進します。

具体的な取り組み

単位施策	21 - 01	緑の保全活動の促進・支援
------	---------	--------------

首都圏に残された貴重な緑という広域的な観点のもと、「葉山町緑の基本計画」や「葉山町森林整備計画」に沿った保全活動を推進し、森林環境譲与税の有効活用を検討します。

町有緑地については、危険木の伐倒、下草刈り、枝下ろし、松くい虫防除などにより、適切な管理を推進します。

民有緑地については、緑地保全奨励金、枯れ松防除補助金、いけがき設置等助成制度等の活用を促進し、緑を保全していきます。

単位施策	21 - 02	有害鳥獣の防除と在来希少生物の保護
------	---------	-------------------

生態系や生活、農業に影響を及ぼす外来生物や有害鳥獣の捕獲事業を推進するとともに、新たな被害の原因になり得るペットの飼育放棄などの防止に向けた啓発を進めます。また、在来生物の保護に努めます。

協働でできること

- 町は、町民やNPO等の協力を得ながら、緑地の維持管理を行うとともに、身近な生物の生息環境の観察など自然環境に関する活動についても、連携して進めていきます。
- 町は、町民や町内ボランティア団体と協働で、竹林などの整備や緑地の管理、間伐材の利用についての研究を進めていきます。
- 町は、町民と協働で、外来生物や有害鳥獣の捕獲事業、在来生物の保護を進めます。
- 町は、町民や関係団体等と協働で、棚田の復田等、里山の魅力を創造するための取り組みを推進し、自然環境の保全に努めます。



ボランティアとの協働による竹林整備の様子

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、160,161 ページ

施策分野⑧ 環境共生

【将来像】 環境共生型社会の形成をめざした取り組みが、地域で浸透している

基本施策 22 循環型社会の形成

基本施策がめざす姿

- ごみの資源化・減量化の意識が高まり、町民一人ひとりがそれを実践し、適正に処理されています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
リサイクル率	49.8% (平成30年度)	67.6%	
クリーンセンター再整備事業	—	供用開始	

現状と課題

- 平成30年から町の可燃ごみ全量を逗子市で、逗子市のし尿・浄化槽汚泥を本町でそれぞれ処理しています。さらに令和2年度から町の容器包装プラスチック全量の処理を逗子市で開始しており、広域での連携を進めています。
- ごみの発生抑制・資源化・減量化への理解を深める戸別収集・資源ステーション収集を今後も効率的に行うことが求められます。また、導入から6年以上が経過し、社会情勢の変化や当時にはない製品等があることから、ごみの細かな分別等について臨機応変に対応していくことが求められます。
- 現クリーンセンターは竣工以来40年を超え、全体的に老朽化が進んでいます。現存施設については、現状に合わせ抜本的な再整備が必要です。また、生ごみは自家処理の普及により減少していますが、可燃ごみの更なる減量のためには、生ごみの分別収集による資源化が必要であると考えます。
- 令和6年度から稼働する予定の生ごみ資源化処理施設について、生ごみの収集方式や回数等について、町の地域特性に合った方式を研究していくことが求められます。
- リサイクル率について、当初のめざそう値45%は、町民の皆さんのご理解ご協力により令和元年度に達成しました。今後も引き続き、循環型社会の実現に向け、リサイクル率向上に努めていきます。

基本方針

- ゼロ・ウェイストの理念のもと、町民との協働による啓発活動や、きめ細かな戸別収集などにより、ごみの資源化・減量化を推進します。

具体的な取り組み

単位施策	22 - 01	ごみの資源化・減量化の推進
------	---------	---------------

ごみの発生抑制・資源化・減量化に向け、広報や回覧等を活用した啓発・情報提供や、町内（自治）会や資源回収業者と協働による説明会を開催します。

また、生ごみの分別収集実施に向けたモデル地区を選定し、先行実施を行いながら、町の地域特性に合った収集方式を検討します。

生ごみの自家処理の普及を図るとともに、単身世帯やマンション世帯などに見合った生ごみ自家処理容器の調査・研究を行い、さらに事業系一般廃棄物の削減に向け、事業者が生ごみなどのごみの資源化・減量化に一段と取り組めるような環境を整備します。

単位施策	22 - 02	ごみの安定処理
------	---------	---------

ごみの発生抑制・資源化・減量化を進め、可能な限り最終処分量を削減しながら、鎌倉市・逗子市との広域連携により、効率的かつ安定的な一般廃棄物の処理体制の構築のため、町民の生活環境への影響を可能な限り少なくするようクリーンセンター再整備を令和 6 年度供用開始に向けて進めます。

協働でできること

- 町は、関係団体との協働により、生ごみ処理容器の普及や分別についてのチラシ作りなどに引き続き取り組みます。
- 町は、生ごみ分別のモデル地区において、先行実施を行った結果の意見や感想を地域住民から聞き取りを行い、町の地域特性に合った収集方式を検討します。
- 町は、資源物の集団資源回収を行っている町内（自治）会と実際に資源物の収集を行っている事業者とともに、その地区の住民に対して資源物の分け方などについての説明会を引き続き行います。



家庭での生ごみ処理容器の活用

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、161 ページ

施策分野⑧ 環境共生

【将来像】 環境共生型社会の形成を目指した取り組みが、地域で浸透している

基本施策 23 地球温暖化対策の推進

基本施策がめざす姿

- 行政・事業者・町民それぞれが、エネルギー使用量の無駄をなくすための方法を見出し、実践しています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
再生可能エネルギー*システム等設置補助金交付件数	19件	25件	
電気自動車等購入費補助金交付件数	—	10件	令和2年度から開始

現状と課題

- 平成28年に、日本を含む175の国と地域が、気候変動の脅威とそれに対応する緊急の必要性を認識し、温暖化に対して気温上昇を低い状態に保つ努力を追究することを目標とした「パリ協定」について署名し、気候変動対策に取り組んでいます。
- 日本でも、これまで感じたことの無い酷暑、台風の強力化、短時間における集中豪雨など、全国各地で気候変動に起因すると考えられる異常気象が多発し、これにより多くの被害が発生しています。町においても、令和元年の台風15号・19号により停電や断水、倒木などが発生し、町民の生活に大きな支障が生じました。
- 地球温暖化に起因する気候変動は、町にとっても大きな脅威であることを認識し、将来の町民に持続可能な社会を引き継いでいけるよう、これまでの取り組みを継続するとともに、他団体との連携や、町民に対する気候変動問題の周知・情報共有を強化する必要があります。
- SDGs*未来都市である神奈川県「プラごみゼロ宣言」に賛同し、令和元年10月から町独自の環境配慮の取り組み「はやまクリーンプログラム*」を開始しました。町役場では、プラスチックごみを削減する取り組みの一環として、職員にマイボトルの使用を呼びかけ、ペットボトルごみ排出量は1年間で削減率94%となりました。

基本方針

- 温室効果ガスの削減をめざし、町民と協働で省エネ・創エネ・蓄エネ化を推進していきます。

具体的な取り組み

単位施策	23 - 01	資源エネルギー対策の促進
------	---------	--------------

「はやまクリーンプログラム」等、町が率先して、資源再生利用や省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用に取り組むとともに、町民、事業者に対する情報提供や意識啓発を進め環境に優しいまちづくりを推進します。

「かながわ気候非常事態宣言」にも掲げられている脱炭素社会の実現に向け、太陽光パネル、エネファーム、蓄電池を含めた再生可能エネルギーシステムの設置に対する補助、電気自動車の購入に対する補助を行い、多くの町民が資源再生利用や省エネルギーを推進するよう働きかけます。

協働でできること

- 町は、町民・事業者が再生可能エネルギーの利用を推進するために、省エネ・創エネ・蓄エネの設備やシステム等の町内への普及を補助制度等で支援します。
- 町は、「はやまクリーンプログラム」に基づき、一人ひとりができることから環境問題に取り組めるよう啓発します。



マイボトルを推進して町施設に給水機を設置



プラごみゼロに向けて
「はやまクリーンプログラム」を開始

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、161 ページ

施策分野◎ 水環境

〔将来像〕 良好な水環境が未来の世代に引き継がれている

基本施策 24 公共下水道事業の推進

基本施策がめざす姿

- 公共下水道が整備されていることにより、川や海の水質保全が図られ、美しい水環境が守られています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
下水道人口普及率	69.7%	85%	
下水道整備面積	374.7ha	490ha	

現状と課題

- 町の公共下水道は、快適な生活環境を確保するとともに、川や海の水質保全を図り美しい水環境を次の世代へ引き継ぐため、単独公共下水道として平成11年3月より供用を開始し、令和元年度末までの人口普及率は、69.7%となっています。
- 公共下水道の整備については、令和7年度までに市街化区域513haの整備概成を目指し、社会情勢や財政状況を考慮しながら未普及地域の解消に向けて事業を進めつつ、併せて町全体の公共下水道接続率を向上させる取り組みを進める必要があります。
- 下水道施設の老朽化については、今後改築・更新需要が大幅に増大していく傾向を踏まえ、令和2年度に策定するアセットマネジメント計画に基づき、膨大な下水道施設を限られた「ヒト・モノ・カネ」で適正に管理していきます。
- 東伏見台、パーク・ド・葉山四季、シーライフパークの3団地については、令和6年度に公共下水道区域とするため、葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場の既存施設を増設する必要があります。

基本方針

- 美しい水環境を守るために、公共下水道整備を計画的に推進し、適切な維持管理と計画的な改築・修繕事業を実施します。
- 「地方公営企業法」の財務規定等を適用したことにより、財務・財政の透明化や収支の適正化に努め、健全かつ持続可能な経営を目指します。

具体的な取り組み

単位施策	24 - 01	公共下水道の整備推進と普及・促進
------	---------	------------------

最少の経費で最大の効果を得られるようコストの縮減を行い、効率的かつ計画的に管路や施設の整備を推進し、整備面積を拡大します。

また、公共下水道処理区域内の未接続家屋に対する戸別訪問等による接続促進、処理区域隣接の私道に対する普及活動及び浄化センター見学会等による下水道PRを積極的に行い、公共下水道への接続率向上を目指します。

単位施策	24 - 02	公共下水道施設の適正な運営
------	---------	---------------

公共下水道施設の適正な管理に向けて、執行体制の確保（ヒト）、施設の維持管理や改築修繕（モノ）及び長期的な経営シミュレーション（カネ）を一体的に捉えたアセットマネジメント計画により、持続的な下水道事業の運営を計画的に進めていきます。

また、良好な水環境を未来の世代に引き継ぐため、より高い水質保全等を目指し、必要に応じて高度処理の導入を検討します。

協働でできること

- 町は、町民に対し、公共下水道の機能・役割を認識してもらえる情報を発信します。
- 町は、町民に対し、水環境の保全のため、供用開始後速やかに公共下水道への切り替えを促します。



葉山浄化センター

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、161 ページ

施策分野◎ 水環境

[将来像] 良好な水環境が未来の世代に引き継がれている

基本施策 25 合併処理浄化槽の整備

基本施策がめざす姿

- 合併処理浄化槽により、公共下水道区域外の生活排水が適切に処理されています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
平成29年度からの単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への累計転換基数(市街化調整区域)	82基	650基	平成29年度からの累計
合併処理浄化槽維持管理補助金の申請基数(市街化調整区域)	100基	588基	

現状と課題

- 「生活排水処理基本計画」において、市街化調整区域は合併処理浄化槽整備区域とし、し尿と生活雑排水の両方を処理する合併処理浄化槽の普及を図っています。し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換を図る必要があります。
- 合併処理浄化槽への転換促進に向け、平成29年度より国や県の交付金・補助金だけでなく、町の単独費で転換に係る補助金の大幅な上乗せをしています。結果、上乗せ前は年に1～2件程度であった転換件数が平成29年度以降、年に約30件と増加しています。引き続き、「生活排水処理基本計画」の目標達成に向け、さらなる普及促進に取り組む必要があります。
- 浄化槽は、適正な維持管理のために、法定検査を受ける必要がありますが、その受検率は約25%と低い状況となっています。合併処理浄化槽維持管理補助金は法定検査を含む適正な維持管理をした町民が対象となるため、申請数を増やすことで法定検査受検率の向上を図る必要があります。

基本方針

- 市街化調整区域における生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の普及促進、維持管理の啓発に努めていきます。

具体的な取り組み

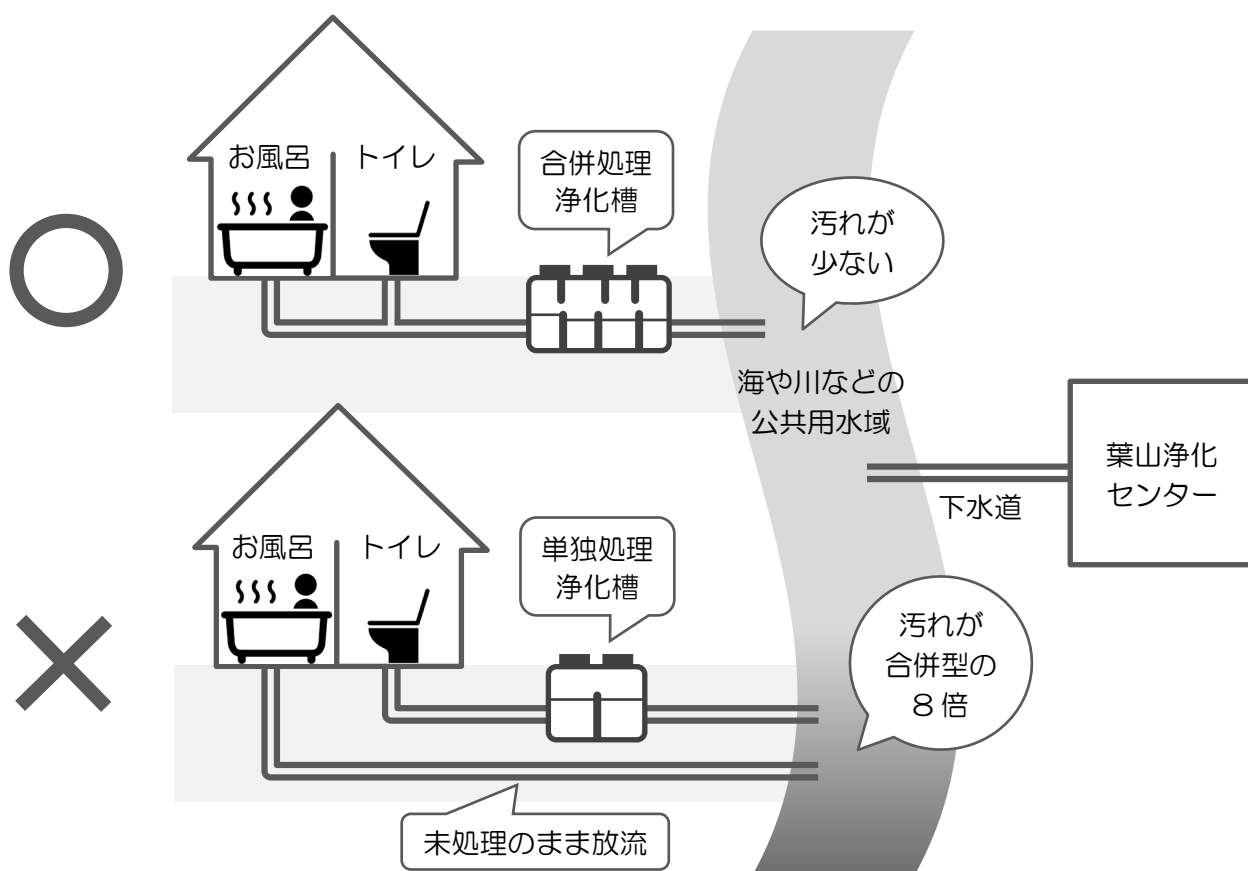
単位施策	25 - 01	合併処理浄化槽の普及・促進
------	---------	---------------

汲み取り便槽や単独処理浄化槽が川や海に与える影響、合併処理浄化槽の重要性等について、広報、ホームページ、戸別訪問及び説明会などを通じて啓発します。

また、合併処理浄化槽への転換費用の一部補助や、合併処理浄化槽の適正な維持管理に対する費用の一部補助を通じて、合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理を図ります。

協働でできること

- 町が的確な情報を提供することにより、町民一人ひとりが、浄化槽の役割について十分に理解し、川や海の水環境の保全に努めることを促します。
- 町と町民は、油や雑排水など、河川に負荷を与える生活排水の発生抑制に努めます。



単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進むことで海や川などの自然環境が良好に保たれます

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

※関連する個別計画は、161 ページ

施策分野⑩ 消防・救急

[将来像] 生命や財産が守られ、だれもが安心できる消防・救急体制ができている

基本施策 26 消防・救急体制の確立

基本施策がめざす姿

- 複雑多様化・大規模化する火災・災害による被害を最小限に抑え、増大する救急需要に対応するため、町の規模に対して十分な消防力・救急力が整っています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
人口1万人あたりの出火率*	2.3件/年	1.6件/年	現状値は平成27年から令和元年までの平均、めざそう値は令和2年から令和6年までの平均
消防団員の充足率	79.8%	100%	

現状と課題

- 住宅用火災警報器の設置率は毎年上昇傾向にあり、現在約80%を超える家屋に設置されていますが、火災を未然に防ぐためにも更なる普及啓発活動が必要です。
- 人口1万人あたりの火災件数（出火率）は、年により増減があるものの過去5年間平均でみていくと減少傾向にあります。火災がなくなるよう更なる防火に関する普及啓発活動が必要です。
- 少子高齢化や人口の減少、地域の安心・安全への意識の高まりなど、消防行政に対する市民の要求が多様化するとともに求められる水準も高くなってきています。
- 消防団員の被用者割合が増加傾向にあり、近年の就業形態の変化等により団員確保に苦慮していることから加入しやすい環境整備を進める必要があります。
- 常備消防は、複雑多様化する火災・災害、増加する救急需要に対応するため、業務の高度化・専門化が求められ、効果的・効率的な車両の整備・更新や消防組織体制の充実強化を図る必要があります。

基本方針

- 安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、多様化する火災、災害等に迅速・的確に対応できる消防・救急体制づくりを進めます。

具体的な取り組み

単位施策	26 - 01	消防組織の強化
------	---------	---------

時代背景や町民のニーズを的確につかみ、より一層、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、消防本部として目指す方向性を見定めながら、効率的な組織体制を構築するとともに人材育成にも積極的に取り組むことで人的組織力のより一層の向上を図ります。

単位施策	26 - 02	施設・設備の整備・充実
------	---------	-------------

少ない水で迅速・確実に消火できる圧縮空気泡消火装置の付いた消防車、高規格救急車、指揮車などの計画的かつ効果的な車両更新等を進めるとともに、資機材の配備や消防水利の充実を図ります。また、消防団の消防ポンプ自動車、可搬ポンプ等の資機材の更新、消防団員の装備の充実を図ります。

単位施策	26 - 03	火災予防体制の強化
------	---------	-----------

防火に関する啓発活動や指導を随時行い、火災予防を徹底します。

単位施策	26 - 04	救急体制の強化
------	---------	---------

救命効果の向上を図るため、救急資機材の充実、救急隊員の知識・技術の向上、医療機関など関係機関との連携強化を図ります。

単位施策	26 - 05	消防団の充実
------	---------	--------

消防団活動の一層の理解と協力をえるため、「消防団協力事業所表示制度」を推進し、地域における消防体制の充実強化を図ります。また、消防団員がより効果的な活動を行うため、消防本部と連携し大規模災害等を想定した組織相互の連携を構築するとともに消防団員に対する効果的な教育や訓練を実施し、地域における防災力向上を推進します。

協働でできること

- 町は、防火に関する啓発活動への町民の参加を促し、防火意識の向上を図ります。
- 町は、多くの町民が応急手当の技術を修得できるよう支援します。

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

※関連する個別計画は、161,162 ページ

施策分野⑪ 防災

[将来像] 災害に強い、安全なまちになっている

基本施策 27 災害に強いまちづくりの推進

基本施策がめざす姿

- 大規模災害発生時にも、迅速に対応できる体制が整っています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
町内(自治)会等訓練回数	17回	28回	
防災メール登録件数	7,354件	17,000件	

現状と課題

- 東日本大震災や各地で頻発する豪雨災害の教訓、さらには南海トラフ巨大地震、首都直下型地震に関する新しい知見をもとに、平成29・30年度に「地域防災計画」を改定しました。この計画に基づき、甚大な被害をもたらす自然災害等に備えるため、町民一人ひとりの防災意識の高揚や地域の防災活動を通じて、町民と行政が一体となった地域防災対策を推進していく必要があります。
- 災害情報を町民に確実に伝えるために、防災行政無線をはじめ、登録制防災情報メールなど、複数の情報伝達手段を整備するとともに、それらについての周知を行い、より確実に町民へ情報伝達することが求められます。
- 被害想定に基づき、災害用備蓄食料等を計画的に整備するとともに、プライバシーに配慮した資機材の整備など、避難所の良好な生活環境の確保のほか、高齢者や障害者など要配慮者に対応した避難所の整備に努めます。
- 地震や風水害などの自然災害の同時発生や、感染症流行時における自然災害の発生など「複合災害」への対応が求められています。避難所の「感染症対策マニュアル」の整備をはじめ、民間施設を活用した避難者の受入れ体制の確保など、複合災害による被害の軽減に向けた対策を進めます。

基本方針

- 災害発生時の被害の半減を目標に、日頃から災害予防対策を進め、自助・共助・公助による適切な役割分担により、引き続き、地域防災力を高めていきます。

具体的な取り組み

単位施策	27 - 01	防災意識の高揚と自主防災活動の促進
------	---------	-------------------

地域住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、様々な手法を用いて啓発活動を推進します。また、防災訓練や資機材購入の支援、自主防災訓練奨励金制度の活用、「自主防災リーダー」の養成、「女性防火防災クラブ」への加入促進などを通じて、地域防災力の向上と自主防災組織の活性化を図っていきます。

単位施策	27 - 02	応急体制の強化
------	---------	---------

大規模災害発生時に備え、人的・物的支援が迅速・的確に受け入れられるよう情報共有や各種調整等を行う体制を整備するとともに、町内事業所や近隣・遠方の自治体等との災害時応援協定の締結など、関係機関との連携強化に努めます。

また、各指定避難所に設置が完了している避難所運営委員会と連携・協力して、災害発生時に地域住民による主体的な避難所開設・運営を行う体制の充実を図るとともに、避難行動要支援者を関係機関が的確に把握し、迅速な避難誘導、避難所での適切な支援ができる体制づくりを進めます。さらに、ペット同伴の避難所運営の研究を進めます。

単位施策	27 - 03	防災基盤の整備
------	---------	---------

防災行政無線の適切な保守運用に努めるとともに、補完手段である防災情報メールの登録等について周知を図ります。また、被害想定に基づき、防災資機材や液体ミルク等を含む備蓄食糧などの分散備蓄を行い防災基盤の充実・強化を図るとともに、プライバシーへの配慮など避難所の環境整備に努めます。

さらに、耐震補強や土砂災害防止対策について、関係機関と連携しながら事業を進めるほか、災害廃棄物処理体制について検討を進めます。

単位施策	27 - 04	複合災害への取り組み
------	---------	------------

感染症拡大時における豪雨や台風などによる風水害や地震災害が重なる複合災害発生時における避難所運営のあり方の検討や環境整備を進めます。

協働でできること

- 町は、自主防災組織の防災訓練などへの積極的な参加を促進するとともに、各種マップなどの作成や改定にあたっては、地域住民の声の反映に努めます。
- 町は、各家庭・事業所による水や食料の適切な備蓄を促します。

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

※関連する個別計画は、162 ページ

施策分野⑫ 防犯・交通安全・相談

[将来像] だれもが日々の生活に心配や不安がなく、心穏やかに暮らしている

基本施策 28 防犯・交通安全対策の推進

基本施策がめざす姿

- 地域ぐるみで防犯対策・交通安全対策を進め、犯罪・交通事故の発生が限りなく減少しています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
青色防犯パトロールの実施回数	35回	52回	
交通安全意識の普及啓発 (広報の実施回数)	6回	12回	

現状と課題

- わが国の刑法犯の認知件数は、戦後最高であった平成14年の285万4,061件をピークに減少傾向にあり、平成30年には81万7,338件となっています。葉山町においても、平成16年の284件から令和元年には59件と減少しています。
- 犯罪発生件数減少の一方で、近年はインターネットを利用した犯罪や特殊詐欺（いわゆる「オレオレ詐欺」）など、犯罪の多様化・巧妙化が進んでおり、警察をはじめ、「防犯協会」など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、犯罪の低減・撲滅に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 令和元年度の町の交通事故発生件数は114件で、平成29年から減少傾向にあります。しかし、狭あいで見通しの悪い道路が多いことや高齢化の進展もあいまって、交通安全対策はなお一層重要と言え、さらなる交通安全意識の普及啓発を図っていく必要があります。

基本方針

- 防犯・交通安全に関する情報の的確な提供とルール・マナーの啓発などにより、犯罪・事故の低減・撲滅を図ります。

具体的な取り組み

単位施策	28 - 01	防犯対策の推進
------	---------	---------

時機をとらえた防犯情報の提供、青パトによる定期的な巡回、地域の防犯パトロールの支援など各種団体と連携した啓発活動を推進します。

単位施策	28 - 02	交通安全対策の推進
------	---------	-----------

交通安全キャンペーンをはじめ、自転車保険加入促進や高齢者ドライバーへの運転免許証自主返納、飲酒運転の撲滅など各種啓発活動を展開します。

協働でできること

- 町は、一人ひとりがルールやマナーを守り、地域での防犯活動・交通安全活動へ積極的に参加・協力していくことを促進します。
- 町と警察署や「交通安全協会」、「防犯協会」、町内（自治）会が連携して、防犯活動・交通安全活動に取り組みます。



交通安全キャンペーン

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、
安全で安心して暮らしているまち

施策分野⑫ 防犯・交通安全・相談

[将来像] だれもが日々の生活に心配や不安がなく、心穏やかに暮らしている

基本施策 29 各種相談体制の確立

基本施策がめざす姿

- 消費生活相談をはじめ、各種専門相談の体制を確保し、町民の生活課題の解決につながっています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
消費生活相談の開設日	月6回	週2回	
チラシ等による消費生活情報の提供	不定期	年4回	

現状と課題

- 社会・経済の情勢が変化する中で、人に相談しにくいトラブルなどに悩む町民は少なくありません。また、経済的理由から、民間の相談機関に相談できないケースも多くあります。こうした時のセーフティネットとして、町では、消費生活相談、人権相談、行政相談、法律相談、教育相談など各種相談会を行っています。
- 複雑かつ多様化する生活課題に的確に対応していけるよう、ニーズの把握や情報収集も求められています。そのため、町職員だけでは、専門性、マンパワーに限界があることから、弁護士をはじめ、専門相談員に依頼して相談事業を展開しています。
- 令和2年9月に相手の立場に立った親身な相談窓口対応を目的として「おくやみサポート」制度を新設し、ご親族等がお亡くなりになった際に生じる煩雑な事務手続きをサポートするサービスを開始しました。

基本方針

- 町民ニーズに沿った相談事業を展開するとともに、問題の未然防止や解決のための情報提供の頻度を高めていきます。

具体的な取り組み

単位施策	29 - 01	相談体制の充実
------	---------	---------

生活課題の解決につながるよう、専門相談窓口を引き続き開設していきます。必要に応じて、関係機関等が実施する相談窓口の情報を提供します。また、「おくやみサポート」をはじめ更なる相手の立場に立った優しく、親身な窓口相談対応に努めます。

単位施策	29 - 02	消費生活問題への対応
------	---------	------------

消費者トラブルや被害を防止・解決するために消費生活相談や情報提供の充実に努めます。

協働でできること

- 町は、生活課題の解決のきっかけにつながるよう、町内（自治）会など地域団体に各種講座開催の呼びかけや、啓発チラシの配布などの情報提供を行います。



役場窓口での相談対応